

長崎県薬剤師確保計画

令和6年3月

長崎県

長崎県薬剤師確保計画 目次

第1章 本県の薬剤師の現状	
第1節 薬剤師について	2
第2節 本県の薬剤師の状況	5
第2章 薬剤師確保計画における基本的事項	
第1節 薬剤師確保計画の概要	10
第2節 薬剤師偏在指標	12
第3節 全国及び本県の薬剤師偏在指標	15
第3章 薬剤師少数区域等の設定	
第1節 薬剤師少数区域等設定の考え方	18
第2節 本県における薬剤師少数区域等の設定方針	19
第4章 薬剤師確保に関する方針・施策	
第1節 薬剤師確保の方針	22
第2節 薬剤師確保のための施策	23

第1章

本県の薬剤師の現状

本県の薬剤師の現状を示します。

第1節 薬剤師について

第2節 本県の薬剤師の状況

第1節 薬剤師について

薬剤師の務めは、薬剤師法で「薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする」と規定されています。薬剤師の職場は、薬局や医療機関での調剤業務、製薬企業での医薬品等の研究開発・製造、流通、販売、行政機関における許認可・監視指導・試験検査、教育機関など多岐にわたっています。

薬剤師は、地域の医療提供における薬物療法の有効性・安全性の確保や公衆衛生の向上及び増進等に資するため、調剤等の実務に加え、病院薬剤師にあつては病棟業務やチーム医療等、薬局薬剤師にあつては在宅医療や高度な薬学的管理を行う機能等を中心とした業務・役割の更なる充実が求められています。

令和2年12月31日現在における全国の届出「薬剤師数」は321,982人で、「男」124,242人(総数の38.6%)、「女」197,740人(同61.4%)となっており、令和2年届出薬剤師数を前回(平成30年)と比べると10,693人、3.4%増加しています。また、人口10万対薬剤師数は255.2人で、前回に比べ9.0人増加しています。

主に従事している施設・業務の種別をみると、「薬局の従事者」は188,982人(総数の58.7%)で、前回に比べ8,567人、4.7%増加しています。「医療施設の従事者」は61,603人(同19.1%)で、1,647人、2.7%増加していますが、そのうち、「病院の従事者」は55,948人(同17.4%)、「診療所の従事者」は5,655人(同1.8%)となっています。「大学の従事者」は5,111人で、前回に比べ152人減少し、「医薬品関係企業の従事者」は39,044人で2,259人減少し、「衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者」は6,776人で115人増加しています。

薬局・医療施設(病院・診療所)に従事する薬剤師を施設の種別にみると、「薬局」が188,982人、「医療施設」が61,603人となっており、これを年次推移でみると、「薬局」は大幅に増加しており、「医療施設」は緩やかな増加傾向が続いています。

薬局・医療施設に従事する薬剤師を性別にみると、「男」が87,139人で、前回に比べ4,484人(5.4%)増加し、「女」は163,446人で、5,730人(3.6%)増加しています。年齢階級別にみると、「30~39歳」が66,092人(26.4%)と最も多く、次いで「40~49歳」57,580人(23.0%)となっています。これを性別にみると、男女とも「30~39歳」(男30.7%、女24.1%)が最も多くなっています。

【表】施設・業務の種別にみた薬剤師数

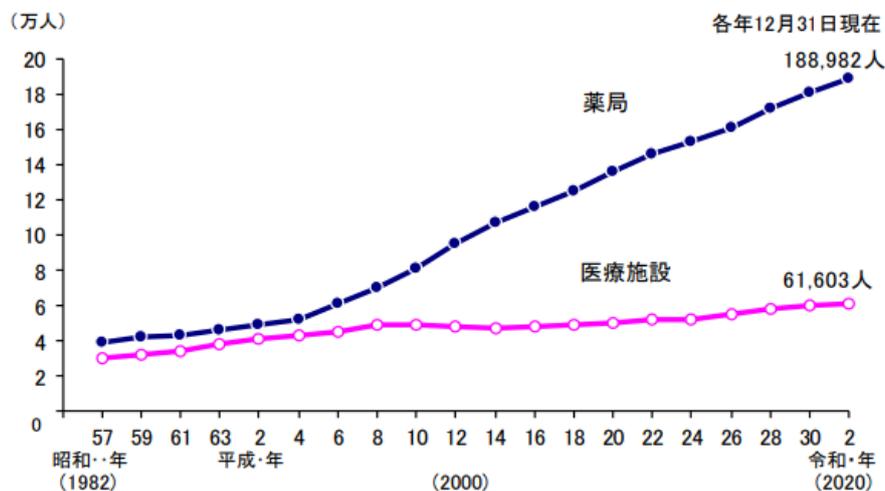
	各年12月31日現在							
	令和2年 (2020)		平成30年 (2018)	対前回		人口10万対(人)		
	薬剤師数 (人)	構成割合 (%)	薬剤師数 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	令和2年 (2020)	平成30年 (2018)	増減数
総数 ¹⁾	321 982	100.0	311 289	10 693	3.4	255.2	246.2	9.0
男	124 242	38.6	120 545	3 697	3.1	98.5	95.3	3.2
女	197 740	61.4	190 744	6 996	3.7	156.8	150.9	5.9
薬局の従事者	188 982	58.7	180 415	8 567	4.7	149.8	142.7	7.1
薬局の開設者又は法人の代表者(管理者) ²⁾	14 243	4.4	16 698	654	3.9	11.3	13.2	0.6
薬局の開設者又は法人の代表者(管理者以外) ²⁾	3 109	1.0						
薬局の勤務者(管理者) ²⁾	46 661	14.5	163 717	7 913	4.8	37.0	129.5	6.6
薬局の勤務者(管理者以外) ²⁾	124 969	38.8				99.1		
医療施設の従事者	61 603	19.1	59 956	1 647	2.7	48.8	47.4	1.4
医療施設で調剤・病棟業務に従事する者	58 801	18.3	57 304	1 497	2.6	46.6	45.3	1.3
医療施設でその他(治験、検査等)の業務に従事する者	2 802	0.9	2 652	150	5.7	2.2	2.1	0.1
病院の従事者	55 948	17.4	54 150	1 798	3.3	44.4	42.8	1.6
病院で調剤・病棟業務に従事する者	54 255	16.9	52 596	1 659	3.2	43.0	41.6	1.4
病院でその他(治験、検査等)の業務に従事する者	1 693	0.5	1 554	139	8.9	1.3	1.2	0.1
診療所の従事者	5 655	1.8	5 806	△ 151	△ 2.6	4.5	4.6	△ 0.1
診療所で調剤・病棟業務に従事する者	4 546	1.4	4 708	△ 162	△ 3.4	3.6	3.7	△ 0.1
診療所でその他(治験、検査等)の業務に従事する者	1 109	0.3	1 098	11	1.0	0.9	0.9	0.0
介護保険施設の従事者	988	0.3	832	156	18.8	0.8	0.7	0.1
介護老人保健施設の勤務者	884	0.3	816	68	8.3	0.7	0.6	0.1
介護医療院の勤務者	104	0.0	16	88	550.0	0.1	0.0	0.1
大学の従事者	5 111	1.6	5 263	△ 152	△ 2.9	4.1	4.2	△ 0.1
大学の勤務者(研究・教育)	4 590	1.4	4 754	△ 164	△ 3.4	3.6	3.8	△ 0.2
大学院生又は研究生	521	0.2	509	12	2.4	0.4	0.4	0.0
医薬品関係企業の従事者	39 044	12.1	41 303	△ 2 259	△ 5.5	31.0	32.7	△ 1.7
医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他)に従事する者 ³⁾	27 331	8.5	29 009	△ 1 678	△ 5.8	21.7	22.9	△ 1.2
店舗販売業に従事する者	6 551	2.0	6 987	△ 436	△ 6.2	5.2	5.5	△ 0.3
配置販売業に従事する者	38	0.0	68	△ 30	△ 44.1	0.0	0.1	△ 0.1
卸売販売業に従事する者	5 124	1.6	5 239	△ 115	△ 2.2	4.1	4.1	0.0
衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	6 776	2.1	6 661	115	1.7	5.4	5.3	0.1
その他の者	19 462	6.0	16 856	2 606	15.5	15.4	13.3	2.1
その他の業務の従事者	7 638	2.4	6 517	1 121	17.2	6.1	5.2	0.9
無職の者	11 824	3.7	10 339	1 485	14.4	9.4	8.2	1.2

注：1) 「総数」には、「施設・業務の種別」の不詳を含む。

2) 令和2年より「薬局の開設者又は法人の代表者」「薬局の勤務者」を細分化している。

3) 製薬会社(その研究所を含む)、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事する者。

【図】施設の種別にみた薬局・医療施設に従事する薬剤師数の年次推移

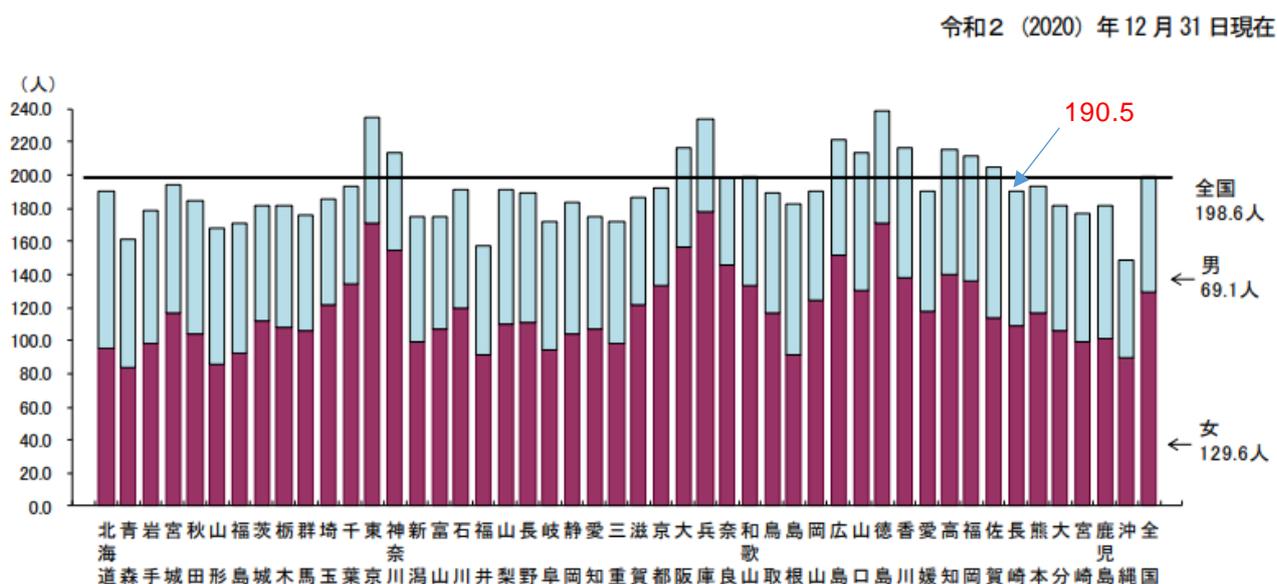


【表】年齢階級別にみた薬局・医療施設に従事する薬剤師数

各年12月31日現在

			総数	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
薬剤師数 (人)	令和2年 (2020)	総数	250 585	33 771	66 092	57 580	47 061	33 560	12 521
		男	87 139	11 941	26 727	18 400	13 888	11 079	5 104
		女	163 446	21 830	39 365	39 180	33 173	22 481	7 417
	平成30年 (2018)	総数	240 371	32 828	62 235	56 630	45 886	31 512	11 280
		男	82 655	11 804	24 813	17 560	13 402	10 372	4 704
		女	157 716	21 024	37 422	39 070	32 484	21 140	6 576
対前回	増減数 (人)	総数	10 214	943	3 857	950	1 175	2 048	1 241
		男	4 484	137	1 914	840	486	707	400
		女	5 730	806	1 943	110	689	1 341	841
	増減率 (%)	総数	4.2	2.9	6.2	1.7	2.6	6.5	11.0
		男	5.4	1.2	7.7	4.8	3.6	6.8	8.5
		女	3.6	3.8	5.2	0.3	2.1	6.3	12.8
構成割合 (%)	性・ 年齢階級別	総数	100.0	13.5	26.4	23.0	18.8	13.4	5.0
		男	34.8	4.8	10.7	7.3	5.5	4.4	2.0
		女	65.2	8.7	15.7	15.6	13.2	9.0	3.0
	年齢階級別	総数	100.0	13.5	26.4	23.0	18.8	13.4	5.0
		男	100.0	13.7	30.7	21.1	15.9	12.7	5.9
		女	100.0	13.4	24.1	24.0	20.3	13.8	4.5
	性別	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		男	34.8	35.4	40.4	32.0	29.5	33.0	40.8
		女	65.2	64.6	59.6	68.0	70.5	67.0	59.2

【図】都道府県（従業地）別にみた薬局・医療施設に従事する人口10万対薬剤師数



第2節 本県の薬剤師の状況

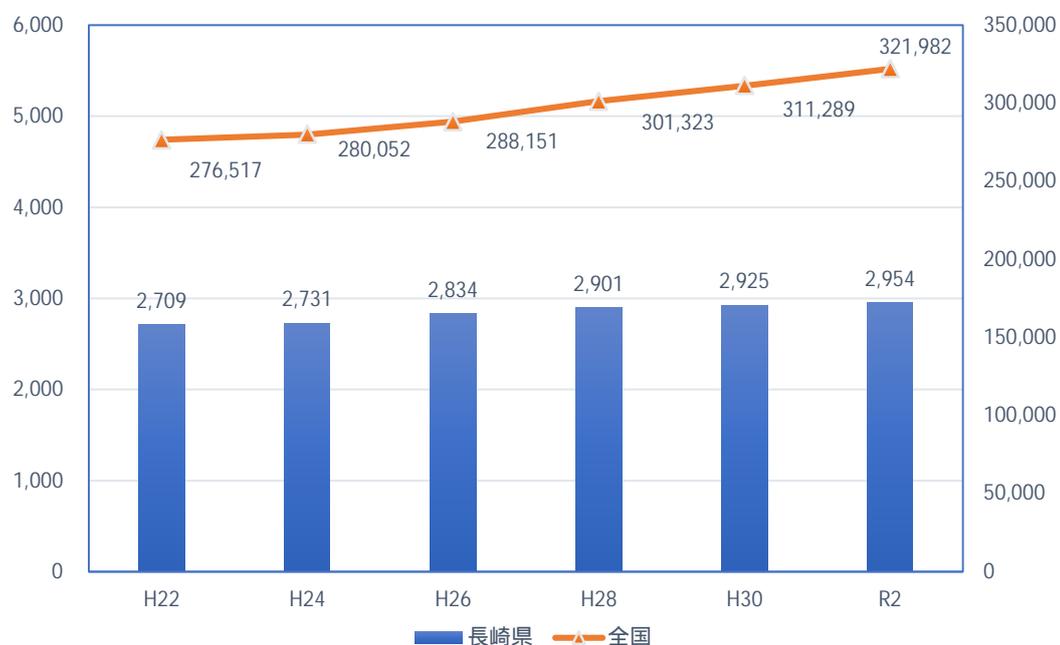
1. 薬剤師数

県全体の薬剤師数の総数は、令和2年12月末で、2,954人で年々増加傾向にあります。

人口10万人あたりの薬剤師数は225.1人であり、全国平均255.2人と比較すると低い値となっています。

人口10万人あたりの薬剤師数を医療圏別にみると、長崎が県平均を上回り、佐世保県北、県央、では8割から9割となっていますが、その他の地域は7割程度にとどまっています。

【図】薬剤師総数の推移

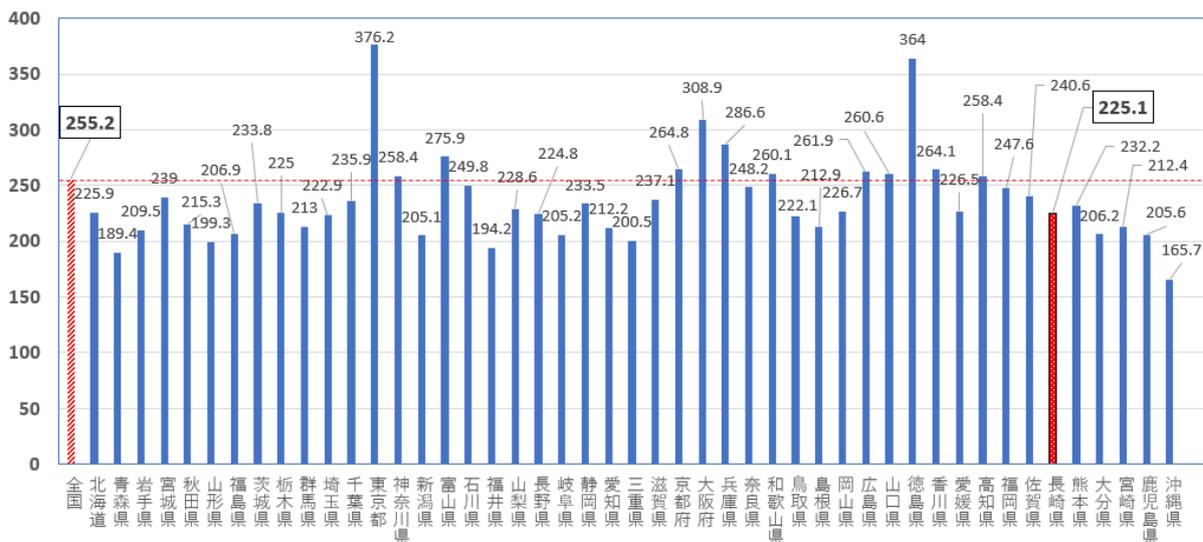


【表】全国との薬剤師数比較（単位：人）

	平成30年12月末		令和2年12月末		令和2年勤務先別状況 (人口10万人対)	
	人数	10万人対薬剤師数	人数	10万人対薬剤師数	薬局	病院・診療所
長崎県	2,925	218.1	2,954	225.1	136.9	53.6
全国	311,289	246.2	321,982	255.2	149.8	48.8

出展：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

【図】都道府県別にみた人口10万対薬剤師数（単位：人）



【表】薬局・医療施設に就いている薬剤師数（医療圏別）（単位：人）

医療圏	平成30年12月末				令和2年12月末				令和2年勤務先別状況 (10万対薬剤師数)	
	薬剤師数	10万人対 薬剤師数	比較		薬剤師数	10万人対 薬剤師数	比較		薬局	病院・診療所
			県	全国			県	全国		
長崎	1,187	230.7	1.25	1.21	1,191	235.6	1.24	1.19	168.1	67.5
佐世保 県北	482	152.8	0.83	0.83	491	159.5	0.84	0.80	116.0	43.5
県央	461	173.3	0.94	0.91	474	179.1	0.94	0.90	124.7	54.4
県南	186	143.0	0.78	0.75	191	150.6	0.79	0.76	111.2	39.4
五島	43	121.8	0.66	0.64	45	130.9	0.68	0.66	104.7	26.2
上五島	27	130.1	0.71	0.68	31	156.6	0.82	0.79	126.3	30.3
壱岐	39	151.1	0.82	0.79	39	156.3	0.82	0.79	112.2	44.1
対馬	36	120.5	0.65	0.63	37	129.8	0.68	0.65	101.7	28.1

出展：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」

2. 業務の種類別薬剤師の就業状況

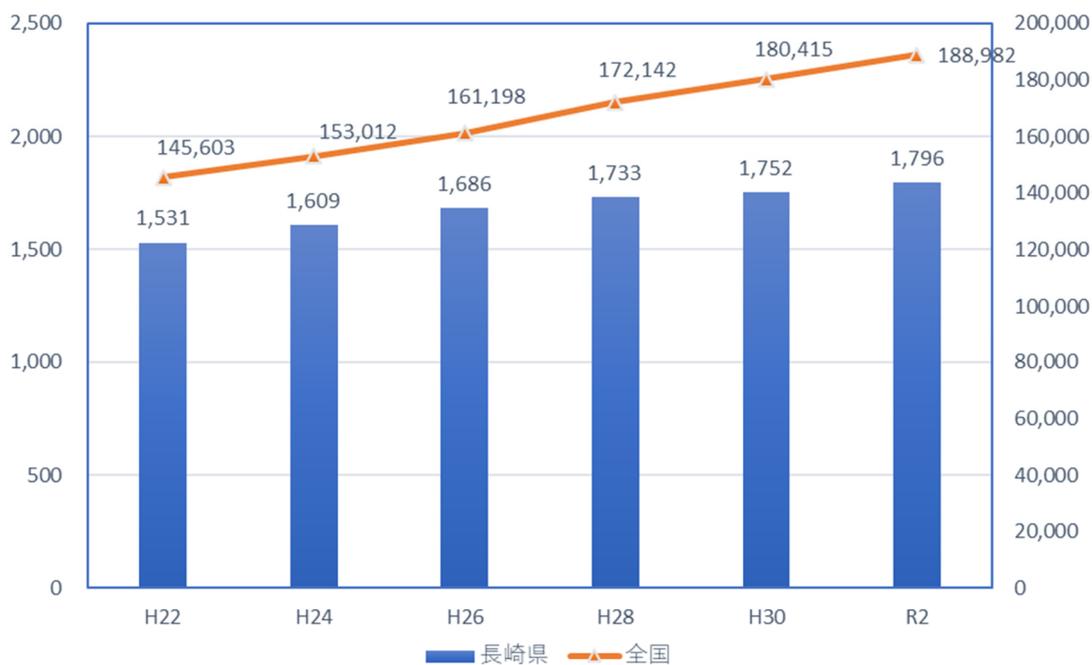
薬剤師の総数は医薬分業の進展に伴い年々増加傾向にあり、特に薬局に従事する薬剤師数は増加の一途ですが、医療機関等（病院・診療所）については、近年横ばいとなっています。

一方で、大学において教育又は研究に従事する者、衛生行政又は保健衛生業務の従事者、医薬品製造・輸入販売従事者にあつては、長期的には減少傾向にあります。

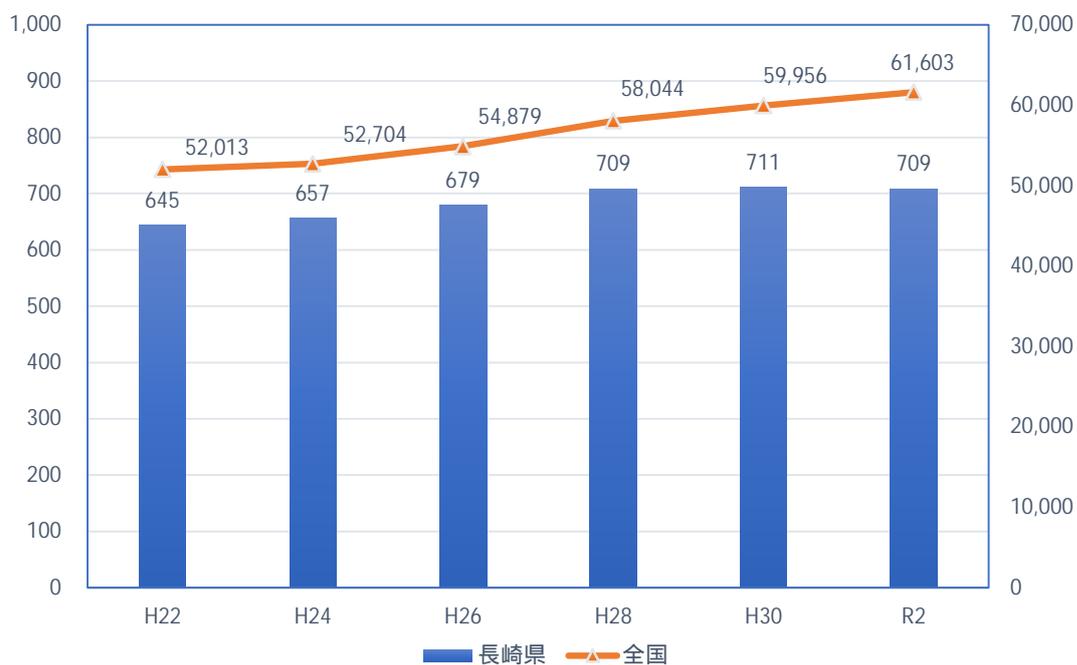
【表】業務の種類別薬剤師数（単位：人）

	総数	薬局の開設者	薬局の勤務者	病院又は診療所の勤務者	大学において教育又は研究に従事する者	衛生行政又は保健衛生業務の従事者	医薬品製造・輸入・販売従事者	その他の職業に従事する者	無職の者
令和2年	2,954	326	1,470	709	87	74	170	31	87
平成30年	2,925	319	1,433	711	90	73	186	30	83
平成28年	2,901	322	1,411	709	94	80	172	28	85
平成26年	2,834	321	1,365	679	92	82	180	27	88
平成24年	2,731	323	1,286	657	97	81	172	30	85
平成22年	2,709	334	1,197	645	140	88	203	19	83
平成20年	2,699	342	1,157	626	178	89	223	16	68
平成18年	2,617	345	1,100	613	170	88	189	20	92

【図】薬局に従事する薬剤師数の推移（単位：人）



【図】医療機関等に従事する薬剤師数の推移（単位：人）



第2章

薬剤師確保計画における基本的事項

薬剤師確保計画の策定にあたり、その概要と薬剤師偏在指標の計算方法等について示します。

第1節 薬剤師確保計画の概要

第2節 薬剤師偏在指標

第3節 全国及び本県の薬剤師偏在指標

第1節 薬剤師確保計画の概要

1. 計画の背景及必要性

少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められています。一方で、令和3年6月に公表された「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめ」では、薬剤師の従事先には地域偏在や業態偏在があり、特に病院薬剤師の確保が喫緊の課題であることが指摘されています。

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わるなか、誰もが安心して医療を受けることができる環境の整備が求められており、その中で薬剤師が担う役割も大きく変化しています。

全国の薬剤師総数は、概ね今後10年間は需要と供給が同程度で推移すると推計されていますが、都道府県等への偏在実態に係る調査結果から、今後当面は偏在が続いていくと想定されており、偏在の解消に向けた薬剤師確保の取組が重要となっています。

また、第8次医療計画等に関する検討会においても薬剤師確保の取組の必要性が指摘され、医療計画作成指針において、医療計画における医療従事者の確保等の記載に当たって踏まえるべき観点として、薬剤師の就業状況の把握、都道府県、都道府県薬剤師会等の関係団体の連携の下での地域の実情に応じた薬剤師確保策の実施等が新たに記載されました。よって、都道府県においては、今後、当該指針に基づき、薬剤師確保の取組を推進することが求められています。

本県においても、地域ごとの医療提供体制の整備を図るため「薬剤師確保計画策定ガイドライン」(令和5年6月11日付け医政地発第3号)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき、「長崎県薬剤師確保計画」を策定します。

2. 計画の概要

薬剤師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、薬剤師の性年齢構成等を踏まえた薬剤師偏在指標の算定式及び業態別の地域ごと、二次医療圏ごとの薬剤師偏在指標が国から示されました。

医療計画の1計画期間は6年間ですが、薬剤師の地域偏在・業態偏在を解消するためには長期的な対策が必要となることから、医療計画の2計画期間の「12年間」を、薬剤師の偏在是正を達成するまでの期間とし、令和6年度(2024年度)から薬剤師確保計画に基づく薬剤師偏在対策を開始する前提のもと、薬剤師確保計画の目標年次を2036年とします。

医療計画の1計画期間は6年間ですが、薬剤師の偏在状況の変化を踏まえ計画の見直しを行う機会を設ける観点から、薬剤師確保計画の計画期間は、原則として3年間とします。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
長崎県医療計画	第8次						第9次						
長崎県薬剤師確保計画	第1期		第2期		第3期		第4期						

本計画では、厚生労働省が算出した「薬剤師偏在指標」に基づき、県内の二次医療圏ごとに、病院・薬局別に「薬剤師少数区域」、「薬剤師多数区域」として設定し、それぞれの「薬剤師確保の方針」を定め、たうえで、「薬剤師確保に向けた取組」を記載します。

第2節 薬剤師偏在指標

1. 薬剤師偏在指標の考え方

薬剤師偏在指標は全国的に統一した尺度を用いて各地域の薬剤師の偏在状況を相対的に示す指標です。具体的には、都道府県や二次医療圏などの個々の地域における、薬剤師の必要業務時間（需要）に対する、薬剤師の実際の労働時間（供給）の比率を指標として用います。

これまで、地域ごとの薬剤師数の比較には人口10万人対薬剤師数が一般的に用いられてきましたが、これは地域ごとの薬剤師業務に係る医療需要等を反映しておらず、薬剤師数の多寡を統一的・客観的に把握するための「ものさし」としての役割を十分に果たしているとはいえませんでした。このため、全国ベースで薬剤師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として次の「3要素」を考慮した薬剤師偏在指標を設定することとしました。

- ・ 薬剤師の勤務形態・性別・年齢分布
- ・ 薬剤師業務に係る医療需要（ニーズ）
- ・ 薬剤師業務の種別（病院、薬局）

需要については、病院薬剤師と薬局薬剤師のそれぞれで算出される偏在指標を比較可能とするために、両者に共通する客観的指標を偏在指標の算出に用いる必要があることから、地域別の性・年齢階級別人口等を踏まえた医療需要をもとに推計した薬剤師の必要業務時間を用います。

供給については、薬剤師の勤務形態（常勤又は非常勤）、性別、年齢階級（20代～60代、70代以上）によって労働時間が異なることを踏まえて標準化した、薬剤師の労働時間を用います。

2. 薬剤師偏在指標の計算方法

<現在の病院薬剤師偏在指標の算定式>

現在の病院薬剤師偏在指標の算定式は次のとおりとします。推計業務量の計算で使用する労働時間には、病院が定める定員を基準として算定した施設ごとの充足状況を反映しています。

$$\text{病院薬剤師偏在指標} = \frac{\text{調整薬剤師労働時間（病院）（※病院分子）}}{\text{薬剤師（病院）の推計業務量（※病院分母）}}$$

病院薬剤師偏在指標 = 調整薬剤師労働時間（病院）(1) ÷ 病院薬剤師の推計業務量 (3)

(1) 調整薬剤師労働時間（病院） = (勤務形態別性別年齢階級別病院薬剤師数 × 病院薬剤師の勤務形態別性別年齢階級別労働時間) ÷ 調整係数（病院）(2)

(2) 調整係数（病院） = 全薬剤師（病院）の労働時間（中央値） ÷ 全薬剤師（病院 + 薬局）の平均的な

労働時間

病院薬剤師と薬局薬剤師それぞれの労働時間（中央値）の加重平均

(3) 病院薬剤師の推計業務量 = 入院患者に関する業務時間（調剤・病棟業務等）(4) + 外来患者に関する業務時間（調剤・服薬指導業務等）(5) + その他の業務時間（管理業務等）(6)

(4) 入院患者に関する業務量（調剤・病棟業務等）= （地域の性・年齢階級別人口 × 性・年齢階級別にみた入院受療率（全国値））× 入院患者流出入調整係数 × 入院患者 1 人当たりの労働時間

(5) 外来患者に関する業務量（調剤・服薬指導業務等）= （地域の性・年齢階級別人口 × 性・年齢階級別の人口 1 人当たりの院内投薬対象数（全国値））× （全国の院内投薬対象数（日本薬剤師会公表値ベース）の合計 ÷ 全国の院内投薬対象数（NDB ベース）の合計）× 入院患者流出入調整係数（ ）× 院内処方 1 件当たりの薬剤師（病院）の労働時間

外来患者にかかる流出入調整係数の作成に資する情報が入手できなかったことから便宜的に入院患者流出入調整係数を使用した

< 現在の薬局薬剤師偏在指標の算定式 >

現在の薬局薬剤師偏在指標の算定式は以下の通りです。推計業務量の計算で使用する労働時間には、薬局が定める定員を基準として算定した施設ごとの充足状況を反映します。

$$\text{薬局薬剤師偏在指標} = \frac{\text{調整薬剤師労働時間（薬局）（※薬局分子）}}{\text{薬剤師（薬局）の推計業務量（※薬局分母）}}$$

薬局薬剤師偏在指標 = 調整薬剤師労働時間（薬局）(7) ÷ 薬局薬剤師の推計業務量 (9)

(7) 調整薬剤師労働時間（薬局）= （勤務形態別性別年齢階級別薬局薬剤師数 × 薬局薬剤師の勤務形態別性別年齢階級別労働時間）÷ 調整係数（薬局）(8)

(8) 調整係数（薬局）= 全薬剤師（薬局）の労働時間（中央値）÷ 全薬剤師（病院 + 薬局）の平均的な労働時間

病院薬剤師と薬局薬剤師それぞれの労働時間（中央値）の加重平均

(9) 薬局薬剤師の推計業務量 = 処方箋調剤関連業務にかかる業務量 (10) + フォローアップにかかる業務量 (11) + 在宅業務にかかる業務量 (12) + その他業務にかかる業務量 (13)

(10) 処方箋調剤関連業務にかかる業務量 = （地域の性・年齢階級別人口 × 性・年齢階級別の人口 1 人当たりの院外投薬対象数（全国値））× （全国の院外投薬対象数（日本薬剤師会公表値ベース）の合計 ÷ 全国の院外投薬対象数（NDB ベース）の合計）× 処方箋 1 枚当たりの薬剤師（薬局）の労働時間

(11) フォローアップにかかる業務量 = （地域の性・年齢階級別人口 × 性・年齢階級別の人口 1 人

当たりの院外投薬対象数(全国値))×(全国の院外投薬対象数(日本薬剤師会公表値ベース)の合計÷
全国の院外投薬対象数(NDBベース)の合計)×処方箋1枚当たりのフォローアップ件数×フォロー
アップ1件当たりの労働時間

(12)在宅業務にかかる業務量=地域(都道府県・二次医療圏)別の薬局数×1薬局当たりの在宅業務
実施件数×(在宅業務1件当たりの移動時間+在宅業務1件当たりの対人業務時間)

(13)その他業務にかかる業務量=地域(都道府県・二次医療圏)別の薬局数×1薬局当たりの上記以
外の業務にかかる労働時間

第3節 全国及び本県の薬剤師偏在指標

1. 薬剤師偏在指標の数値

厚生労働省から示された薬剤師偏在指標の値は次のとおりです。

〔表〕九州各県の薬剤師偏在指標及び人口10万人当たり薬剤師数等の状況

都道府県名	病院 薬局	薬剤師偏在指標		人口10万人当たり 薬剤師数	医療施設従事薬剤師数 (R2)
			全国順位		
福岡県	病院	0.93	36位	55.8	2,865
	薬局	1.17	5位	155.8	7,985
佐賀県	病院	0.69	84位	50.5	410
	薬局	1.10	8位	154.2	1,251
長崎県	病院	0.75	71位	53.6	703
	薬局	0.93	33位	136.9	1,796
熊本県	病院	0.85	56位	63.3	1,101
	薬局	0.93	34位	129.6	2,253
大分県	病院	0.73	79位	56.0	629
	薬局	0.87	50位	125.6	1,412
宮崎県	病院	0.65	89位	48.5	519
	薬局	0.91	45位	128.0	1,369
鹿児島県	病院	0.74	73位	57.4	911
	薬局	0.86	53位	123.8	1,967
沖縄県	病院	0.91	44位	44.7	656
	薬局	0.90	46位	103.6	1,520
全国	病院	0.80	-	48.8	67,258
	薬局	1.08	-	149.8	188,982

出典：厚生労働省「薬剤師偏在指標」、厚生労働省「令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査」
全国順位は47県の薬局・病院の総数94の中の順位

[表] 県内二次医療圏の薬剤師偏在指標及び人口 10 万人当たり 薬剤師数等の状況

都道府県名	病院 薬局	薬剤師偏在指標		人口 10 万人当たり 薬剤師数	医療施設従事薬剤師数 (R2)
			全国順位		
長崎	病院	0.96	160 位	67.5	341
	薬局	1.11	59 位	168.1	850
佐世保県北	病院	0.56	584 位	43.5	134
	薬局	0.82	291 位	116.0	357
県央	病院	0.73	406 位	54.4	144
	薬局	0.91	202 位	124.7	330
県南	病院	0.56	590 位	39.4	50
	薬局	0.72	412 位	111.2	141
五島	病院	0.39	665 位	26.2	9
	薬局	0.74	397 位	104.7	36
上五島	病院	0.54	606 位	30.3	6
	薬局	0.79	320 位	126.3	25
壱岐	病院	0.66	489 位	44.1	11
	薬局	0.80	314 位	112.2	28
対馬	病院	0.47	647 位	28.1	8
	薬局	0.78	336 位	101.7	29
全国	病院	0.80	-	48.8	67,258
	薬局	1.08	-	149.8	188,982

出典：厚生労働省「薬剤師偏在指標」、厚生労働省「令和 2 年医師・歯科医師・薬剤師調査」
 全国順位は 3 3 5 医療圏別の薬局・病院の総数 6 7 0 の中の順位

第3章

薬剤師少数区域等の設定

薬剤師偏在指標に基づく薬剤師少数区域、薬剤師多数区域の設定の考え方、設定方針について示します。

第1節 薬剤師少数区域等設定の考え方

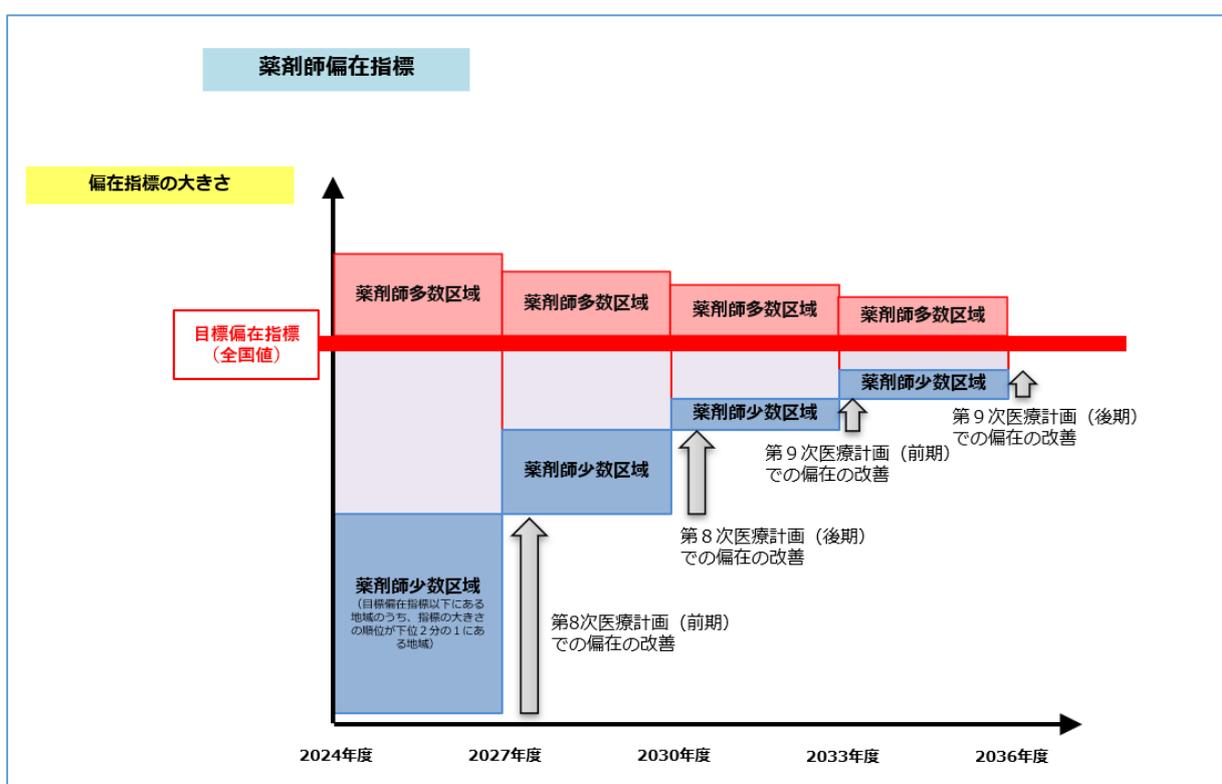
第2節 本県における薬剤師少数区域等の設定方針

第1節 薬剤師少数区域等設定の考え方

1. 薬剤師少数区域・薬剤師多数区域設定の考え方

各都道府県において、病院及び薬局薬剤師の偏在状況に応じた実効的な薬剤師確保対策を進められるよう、各区域の薬剤師偏在指標及び目標偏在指標を用いて薬剤師が少数の区域と多数の区域を設定し、これら区域の分類に応じて、薬剤師確保対策を実施します。

薬剤師偏在是正の進め方としては、薬剤師確保計画の1計画期間（原則3年）ごとに、薬剤師少数区域に属する二次医療圏または薬剤師少数都道府県に属する都道府県がこれを脱することを繰り返すことを基本とします。



第2節 本県における薬剤師少数区域等の設定方針

1. 薬剤師少数区域・薬剤師多数区域設定の設定

厚生労働省において、薬剤師偏在指標に基づき、二次医療圏における薬剤師少数都道府県・薬剤師多数都道府県の設定が以下のとおり行われました。

本県は、薬剤師偏在指標の数値が病院については、全国第71位となっており、薬剤師少数県となっています。一方、薬局については、全国第33位となっており、薬剤師少数でも多数でもない県となっています。

【表】九州各県の区域設定状況

医療圏名	病院 薬局	薬剤師偏在指標		区分
			全国順位	
福岡県	病院	0.93	36位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
	薬局	1.17	5位	薬剤師多数都道府県
佐賀県	病院	0.69	84位	薬剤師少数都道府県
	薬局	1.10	8位	薬剤師多数都道府県
長崎県	病院	0.75	71位	薬剤師少数都道府県
	薬局	0.93	33位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
熊本県	病院	0.85	56位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
	薬局	0.93	34位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
大分県	病院	0.73	79位	薬剤師少数都道府県
	薬局	0.87	50位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
宮崎県	病院	0.65	89位	薬剤師少数都道府県
	薬局	0.91	45位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
鹿児島県	病院	0.74	73位	薬剤師少数都道府県
	薬局	0.86	53位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
沖縄県	病院	0.91	44位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
	薬局	0.90	46位	薬剤師多数でも少数でもない都道府県
全国	病院	0.80	-	-
	薬局	1.08	-	-

出典：厚生労働省「薬剤師偏在指標」

全国順位は47県の薬局・病院の総数94の中の順位

本県において、薬剤師偏在指標に基づき、二次医療圏における薬剤師少数区域・薬剤師多数区域を以下のとおり設定します。

8 医療圏のうち、長崎医療圏の薬局については、薬剤師多数区域、長崎医療圏を除く 7 医療圏の病院について、薬剤師少数区域として設定します。

【表】 県内二次医療圏の区域設定状況

医療圏名	病院 薬局	薬剤師偏在指標		区分	
		全国順位	県内順位		
長崎	病院	0.96	160 位	2 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
	薬局	1.11	59 位	1 位	薬剤師多数区域
佐世保県北	病院	0.56	584 位	12 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.82	291 位	4 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
県央	病院	0.73	406 位	9 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.91	202 位	3 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
県南	病院	0.56	590 位	13 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.72	412 位	10 位	薬剤師少数区域
五島	病院	0.39	665 位	16 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.74	397 位	8 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
上五島	病院	0.54	606 位	14 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.79	320 位	6 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
壱岐	病院	0.66	489 位	11 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.80	314 位	5 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
対馬	病院	0.47	647 位	15 位	薬剤師少数区域
	薬局	0.78	336 位	7 位	薬剤師多数でも少数でもない区域
全国	病院	0.80	-	-	-
	薬局	1.08	-	-	-

全国順位は 3 3 5 医療圏別の薬局・病院の総数 6 7 0 の中の順位

第4章

薬剤師確保に関する方針・施策

薬剤師確保の方針、施策について、方向性を示します。

第1節 薬剤師確保の方針

第2節 薬剤師確保のための施策

第1節 薬剤師確保の方針

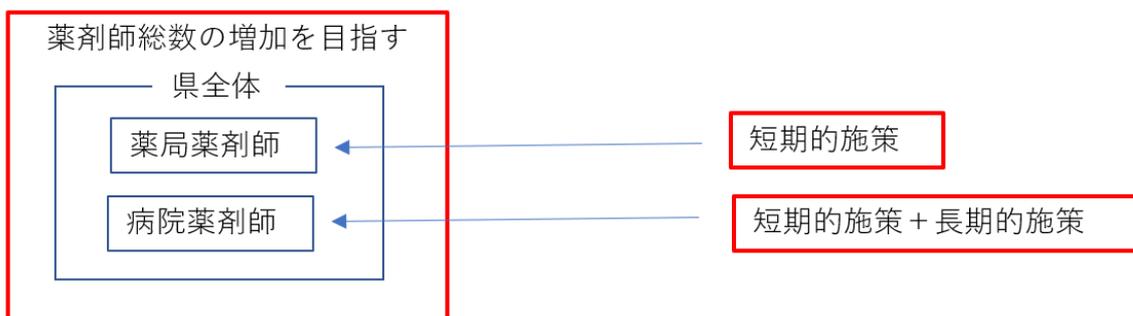
1. 確保方針

本県は、県別の薬剤師偏在指標において、薬局では「薬剤師少数でも多数でもない県」、病院では「薬剤師少数県」となっており、また、人口10万人あたりの薬剤師数については、全国平均よりも低い状況であることから、県全体で薬剤師確保の取組を進めていきます。

病院薬剤師の偏在指標については、現時点において、長崎医療圏を除く医療圏で「薬剤師少数区域」となっていると、将来推計においても、「薬剤師少数区域」に留まる医療圏もあると推計されていることから、短期的な施策に加えて長期的施策の実施を検討していきます。

薬局薬剤師の偏在指標については、現時点において、長崎医療圏を除く医療圏で「薬剤師少数区域」または「薬剤師少数でも多数でもない区域」となっているものの、「将来（目標年次（2036年度））の病院・薬局別薬剤師偏在指標」においては、概ね「薬剤師多数区域」となると推計されていることから、短期的な施策の実施を検討していきます。

県内の薬剤師確保の実情と偏在指標の関連性について、客観的な評価が十分にできていないことから、第1期（R6～R8）計画においては、当該計画期間における薬剤師確保状況について、関係団体等と連携し確保状況を把握するとともに、薬剤師確保のための施策を構築し、事業の実効性を考慮しながら、偏在指標との関連性を評価した上で、次期計画において目標設定を行います。



第2節 薬剤師確保のための施策

1. 確保施策

国が策定したガイドラインを指針として、県薬事審議会等において、以下の事項について、協議・検討を進めていきます。

- (1) 薬学部在籍の大学生の就職に関する現状を調査した上で、県内の薬局・病院の魅力や就職情報等の情報発信や大学との連携支援等により、薬学部卒業生の県内定着に向けた取組を進めます。【短期的施策】
- (2) 大学薬学部へ進学する学生を増やすため、中学・高校生、保護者向けに薬剤師の仕事や薬学部進学に関する情報発信、セミナー開催等の取組を進めます。【長期的施策】
- (3) 国の基金事業等を活用し、県内の薬剤師の需給及び偏在状況を踏まえた上で、薬学生の県内就職を促すための制度について検討します。【短期的施策】【長期的施策】
- (4) 県薬剤師会、県病院薬剤師会、長崎大学及び長崎国際大学との連携を図り、医療環境の変化に対応できる質の高い薬剤師の養成を図ります。【短期的施策】【長期的施策】